

2. 電子申告等関係

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
申告データの円滑な電子提出のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地方法人二税、固定資産税(償却資産)、個人住民税(特徴)等の電子申告(電子的提出)については、平成27年度までに全地方団体が対応済み ・法人・個人事業主への更なる普及が課題 ・法人の電子申告の際の認証手続の簡便化【平成30年4月～】 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【令和2年3月～】 ・添付書類の提出方法の拡充(光ディスク等による提出)【令和2年4月～】 ・国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【令和2年4月～】
企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化	<p><法人設立オンライン・ワンストップ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人設立に当たり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記後の手続のオンライン・ワンストップ化を実現【令和元年度中】 ・登記手続も含め、全手続のオンライン・ワンストップ化を実現【令和2年度中】
	<p><企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税、年金等の手続を個別に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードマップ(※)を踏まえ、地方税については、特別徴収に係る給与所得者異動届出書等の6手続についてワンストップ化を実現【令和2年11月～】 ・「最終整理」(※)においては、クラウドを活用したワンスオンリー化や、BPRを含めた企業保有情報の新しい提出方法(例えば、クラウドに保管されている情報を各行政機関がデータ参照する仕組み)に係るシステム構築計画を推進することを検討することとされており、これらの仕組みが構築されることを前提に税務手続についても活用を検討【令和3年度後半以降～】 <p>(※)「最終整理」とは、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理(2019年(平成31年)4月18日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」をいい、「ロードマップ」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。</p>

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ・書面により、特別徴収税額通知(納税義務者用)を送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXを利用して、特別徴収税額通知(納税義務者用)を特別徴収義務者に電子的に送信して納税義務者が取得できるようにする仕組みを構築 ・給与支払報告書(企業→市区町村)の電子的提出率の向上に併せて、特別徴収税額通知の電子的送信の拡大を検討 【順次実施】 <p>(参考)成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日 閣議決定)</p> <p>I. Society 5.0の実現</p> <p>5. スマート公共サービス</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>i)個人、法人による手続の自動化</p> <p>③ 税・社会保険手続の電子化・自動化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の特別徴収税額通知書(納税義務者用)については、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ながら進めることに留意しつつ、全ての市町村における電子的通知の実現に向けて検討し、早期に結論を得る。

3. その他

取組内容	現状・これまでの取組	今後の取組・課題
eLTAXの利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXの機能改善など更なる利便性向上が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・異動届出書提出時の利用者情報への自動反映を実現 ・メッセージボックスの閲覧方法を改善(eLTAXソフトWEB版の機能拡充及びスマートフォン版の導入) ・利用可能文字を拡大 ・eLTAX受付時間の更なる拡大 【令和元年9月～】 ・利用満足度に係るアンケートを実施 【随時実施】

経済取引の国際化・多様化を踏まえた 適正・公平な課税の実現

(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁資料抜粋)

税務を取り巻く環境の変化（国際的な課税逃れ）

国際的な課税逃れへの国民の関心の高まり

- 経済のグローバル化の進展に伴い、個人・企業による海外取引や海外資産の保有・運用が多様化する中、いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」の公開
(参考)いわゆる「パナマ文書」・「パラダイス文書」とは、前者はパナマを拠点とする法律事務所、後者はバミューダ諸島を拠点とする法律事務所等から流出した内部文書を国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)が入手、一部情報(顧客情報等)を公表したものの(報道ベース)
- BEPS(Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転)プロジェクト

富裕層や海外取引を行う企業による海外への資産隠し等に対する国民の関心の高まり

主な対応策

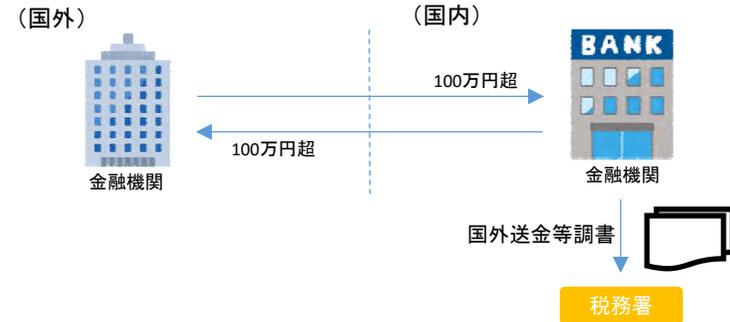
- 課税のあり方の見直し
 - ・ 国外転出時課税制度の創設(平成27年～)
 - ・ 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式の見直し(平成27年～)
- 情報収集
 - ・ 法定調書制度の活用
国外送金等調書(平成10年～)、国外財産調書(平成26年～)、財産債務調書(平成28年～)等
 - ・ 税務当局間の情報交換の活用
要請に基づく情報交換、共通報告基準(CRS)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換(平成30年～)等
- 執行面の環境・体制整備
 - ・ 税務行政執行共助条約発効(徴収共助制度の活用等)(平成25年～)
 - ・ 国際課税関係の体制整備(定員確保等)
 - ・ 国際取引等に対する積極的な調査(重点的な事務量配分)

国際的な課税逃れへの主な対応（法定調書制度）

国外送金等調書

○金融機関を通じて国外への送金又は国外からの送金の受領を行う場合、1回当たり100万円超の送受金については、金融機関において、送金者(受領者)、送受金の金額、送金目的等を記載した調書を作成し、税務署長に提出。

○提出件数：722万件（平成29年7月～30年6月）



記載例(イメージ)

令和〇年 12月31日分 国外財産調書

国外財産を有する者		住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
		氏名	国税 太郎		
		個人番号	0000-0000-0000		
区分	種類	用途	所在	数量	価額 円
土地		事業用	オーストラリア 〇〇州△△通り6000	200㎡ ¹	54,508,000
建物		事業用	オーストラリア 〇〇州△△通り6000	150㎡ ¹	80,000,000
預貯金	普通預金	一般用	アメリカ △△州××通り40(〇〇銀行△△支店)		23,781,989
有価証券	上場株式 〇〇Securities, Inc.	一般用	アメリカ △△州××通り321 〇〇証券△△支店	10,000株	3,000,000
					3,300,000
合計額					513,841,944

国外財産調書

○5,000万円を超える国外財産を保有(12月31日時点)する個人(居住者)に対し、当該財産の種類・価額等を記載した調書の提出を求めるもの。

○提出件数：9,551件（平成29年分）

財産債務調書

○所得金額が2,000万円超、かつ、3億円以上の資産又は1億円以上の有価証券等を有する者(12月31日時点)に対し、その保有する財産に係る調書の提出を求めるもの。

○提出件数：73,427件（平成29年分）

記載例(イメージ)

令和〇年 12月31日分 財産債務調書

財産債務を有する者		住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
		氏名	国税 太郎		
		個人番号	0000-0000-0000		
区分	種類	用途	所在	数量	価額 円
土地		事業用	東京都千代田区霞が関3-1-1	250㎡ ¹	256,000,000
建物		事業用	東京都港区〇〇3-3-3	500㎡ ¹	110,000,000
現金		一般用	東京都千代田区霞が関3-1-1		1,805,384
預貯金	普通預金	事業用	東京都千代田区△△2-2-2 〇〇銀行△△支店		38,961,915
有価証券	上場株式(B社)	一般用	東京都港区××3-1-1 △△証券△△支店	5,000株	6,500,000
					6,450,000
財産の価額の合計額		780,717,299	債務の金額の合計額		23,500,000

国際的な課税逃れへの主な対応（税務当局間の情報交換）

要請に基づく情報交換

- 個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請。要請を受けた外国税務当局は自国の手続きに従い、情報保有者に情報提供を要請。
- 要請件数：766件（平成29事務年度）

非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換（CRS）

- 各国税務当局が自国の金融機関から報告される非居住者の口座情報（氏名・住所、口座残高等）を各国税務当局間で自動的に交換するため、OECDが2014年に「共通報告基準」（CRS：Common Reporting Standard）を策定・公表。これに基づく情報交換が2017年9月より開始。
- 日本は平成27年（2015年）度税制改正において金融機関による非居住者の口座情報の報告制度を整備。2018年より税務当局間での年一回の情報交換を開始。初回の情報交換において、国税庁は、日本の非居住者に係る金融口座情報89,672件を58か国・地域に提供した一方、日本の居住者に係る金融口座情報550,705件を64か国・地域から受領。

（参考）CRS情報の交換状況

（2018年10月31日時点）

	受領		提供	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	11	290,660	10	74,636
北米・中南米	13	41,915	9	6,259
欧州・NIS諸国	35	202,455	35	8,548
中東・アフリカ	5	15,675	4	229
合計	64	550,705	58	89,672

情報照会手続の整備（令和元年度（平成31年度）改正）

(1) 事業者等への協力要請

現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律（金商法等）の例を踏まえ、事業者等への協力要請規定を整備する。

(2) 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形により、事業者等に対する情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とする。

【イ. 照会できる場合】以下の全てを満たすこと

1. 他の方法による照会情報の収集が困難であること
2. 照会の対象となる取引について、その取引に関する申告漏れの可能性が相当程度認められること(以下の①～③のいずれかに該当する場合)
 - ① 多額の所得(年間1,000万円超)を生じうる取引を行う者について行われた税務調査の結果、半数以上の者において、その取引から生ずる所得等について申告漏れが認められた場合であって、同様の取引により多額の所得を得ていると見込まれる者の調査を実施するとき
 - ② その取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
 - ③ 経済的観点から見て通常であれば採られないような不合理な取引形態が、違法行為の存在を推認させるような場合
3. 照会の対象となる取引を行う対象者の範囲が特定できること
4. その対象者に対する調査のために行われる照会であること
5. 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること

【ロ. 照会主体】事業者等の所在地の所轄国税局長

【ハ. 照会方法】書面による報告の求め(60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日まで)

【ニ. 照会情報】対象者の氏名(又は名称)、住所(又は居所)、番号(個人/法人)(いずれも、保有している限度で対象とする。)

【ホ. 不服申立て等】報告の求めについて、不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け(国税通則法上「処分」として位置付け)

【ヘ. 担保措置】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(拒否等について、現行の質問検査権拒否等の場合と同様の取扱い)

(注) 上記の改正は、令和2年1月1日から施行する。

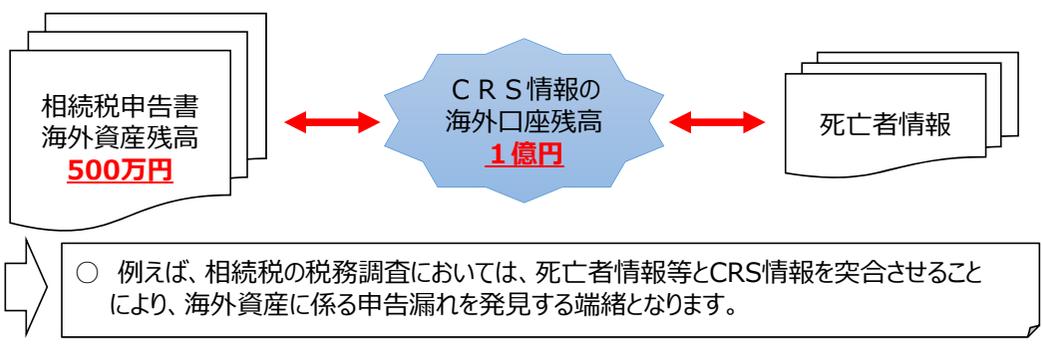
情報収集の拡大

CRS情報の活用イメージ・調査事例

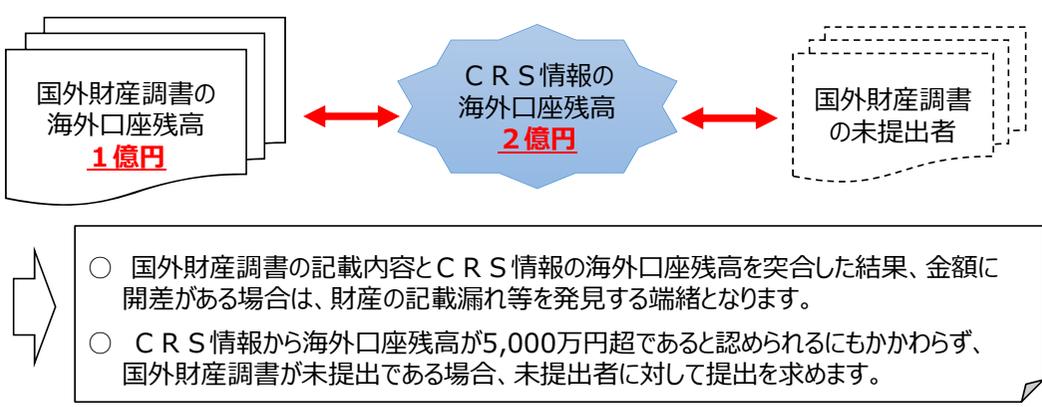
- 国税庁においては、受領したCRS情報を活用し、利子・配当等の申告漏れ、相続財産の申告漏れを把握するほか、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書、その他既に保有している様々な情報と併せて分析することにより、海外取引・海外資産を的確に把握し、課税上の問題が認められる場合には確実に税務調査等を実施しています。
- また、CRS情報は富裕層及び海外取引法人等の新規把握のほか、受領した情報そのものにより、その国と何らかの経済的関係を有していたことが把握できるなど、海外への資産隠し等の検討をする上で、有益な情報となり得ます。

～CRS情報の活用イメージ～

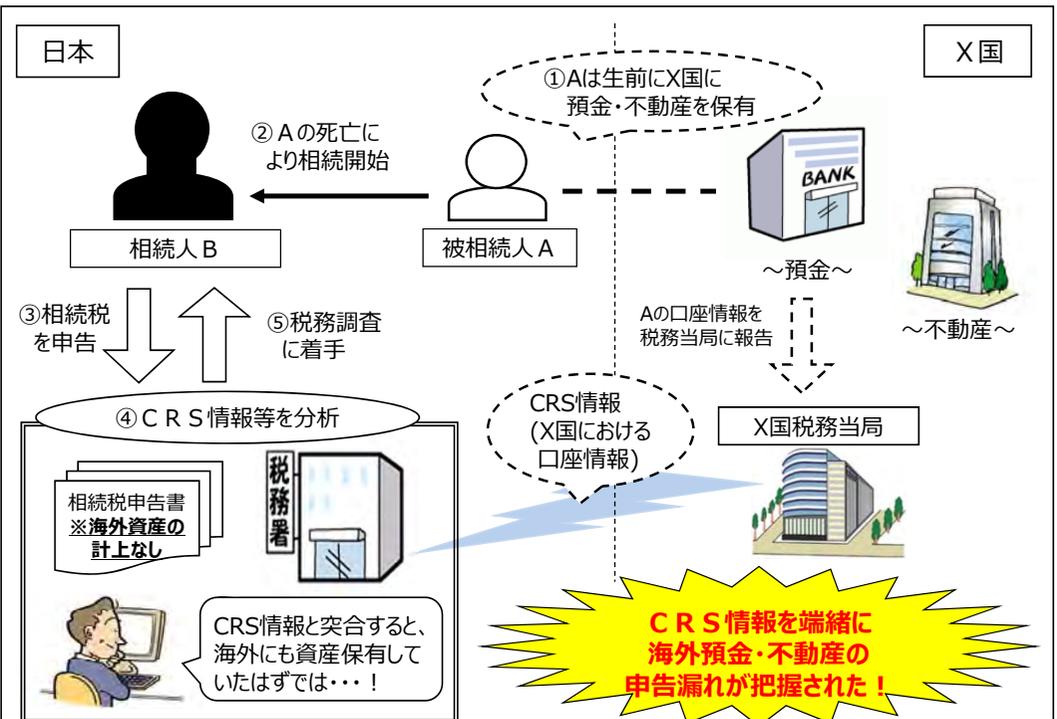
～活用イメージ①（海外資産の申告漏れ）～



～活用イメージ②（財産の記載漏れ等）～



～調査事例～



【調査事例の概要】

被相続人Aの相続税申告において海外資産の計上は無かったものの、受領したCRS情報と突合すると、X国の預金の申告漏れが想定されたため、調査に着手した。調査の過程で、X国の預金が相続財産であることが判明し、さらにAが生前にX国に不動産を保有しており、当該不動産についても相続税の申告漏れがあったことが判明した。